

# 木を活かした景観づくり支援事業公募要領

## 第1 目的

この木を活かした景観づくり支援事業公募要領（以下「公募要領」という。）は、県内各地の特色を活かした景観づくりに県産木材の積極的利用を図ることで、県民に広く県産木材の良さを身近に感じてもらい、県産木材の需要拡大及び森林の保全に寄与することを目的として実施する、木を活かした景観づくり事業（以下「事業」という。）の事業実施者の候補者を公募するに当たり、公募の内容、参加要件及び手続等を定めるものとする。

## 第2 公募内容と応募要件等

### 1 公募事業の内容

地域の特色を活かした一定の広がりのある統一景観（町並み、自然、歴史及び文化的空間）の形成を行う団体<sup>1</sup>が、多くの県民等が利用する公共的空間（商店街、観光地など）に県産木材<sup>2</sup>を使用した建築物、案内板、標識、外構施設、休憩施設等の新設又は補修（県産木材を使った補修に限る。）を行う場合に補助を行う。

- 1 団体とは、県内の市町村、地域協議会、農工商関係団体のほか「5 応募者の条件」に定める団体。
- 2 県産木材とは、県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹）を県内の製材所が加工した木材製品とする。なお、県内で生産された素材を県外で構造用集成材としたものについては、県内で使用する場合に限り、県産木材とみなす。

### 2 補助金の額

当該年度の一応募者に対して100万円を上限とする。

### 3 補助対象経費

補助対象となる経費は次のとおり

区分	内容
材料費	木材代、金物等の木工に必要な材料代等とする。
加工費	木材の加工代、防腐防蟻処理代等とする。
施工費	施工にかかる工事請負費、運搬費等とする。（補修の場合の既存施設等の撤去等は除く。）

### 4 応募に当たっての要件

次の要件を全て満たすものとする。

#### (1) 景観形成の構想及び方針

実施地域における一定の広がりのある統一景観（町並み、自然、歴史及び文化的空間）の形成に係るビジョンが確立していること。

#### (2) 対象となる施設

県産木材を主に使用した建築物、案内板、標識、外構施設、休憩施設等（以下「施設等」という。）の新設又は補修を行うもののうち、PR効果が高い施設等であること。

#### (3) 施設等の設置場所

県内における、多くの県民等が利用又は目に触れる公共的空間（商店街、観光地など）に設置すること。

#### (4) 県産木材のPR等への協力

完成した施設等に、県産木材を使用し、水とみどりの森づくり税を活用した施設であることを看板、プレート等に表示するとともに、広報用写真撮影、パンフレットの設置等県が行う県産木材のPRに協力すること。

#### (5) 施設の管理体制

完成した施設等の管理、活用に関する体制ができていること。

(6) その他

施設等の設置又は補修を事業年度内(当該年度の3月20日まで)に確実に完了すること。

## 5 応募者の条件

県内の市町村、地域協議会、農商工関係団体など、地域の特色を活かした一定の広がりのある景観形成を行う公益性が高いと認められる団体等であり、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 5年以上にわたって団体の活動を継続することが確実であって、かつ、定款や規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められる者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立てをされた者
  - ウ 熊本県等から指名停止の処分を受けていない者
- (3) 暴力団または暴力団員若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 熊本県税を滞納している者ではないこと。
- (6) 共同で本事業を行おうとする者は以下のア~エをすべて満たす者であること。
  - ア 目的、活動・事業の種類、会計、役員に関する事項等が記載された定款等が策定・締結されていること。
  - イ 事業年度ごとに事業計画書及び収支予算書が作成されていること。
  - ウ 事業年度ごとに事業報告書及び収支決算書が作成されていること。
  - エ 事業を的確に遂行するに足る人員、経理的基礎、事務処理能力を有すること。

## 第3 企画提案の公募手続き

### 1 スケジュール

- (1) 公募要領等の公表・配布  
公表の日から30日間とし、具体の日程は、実施年度に別途定める。
- (2) 公募要領等に関する質問受付  
公募要領等の公表・配布の日から企画提案書受付最終日の前日の午後5時まで
- (3) 企画提案書受付期間  
公募要領等の公表・配布の期間と同じ
- (4) 審査委員会の開催  
企画提案書受付期間の最終日から7日後
- (5) 審査結果の通知及び公表  
審査委員会開催日の2日後

### 2 公募要領等の配布

- (1) 公募要領等は、熊本県林業振興課のホームページにも掲載し、入手可能にする。
- (2) 郵送での配布は行わない。
- (3) 配布日時  
第3の(1)の期間の9時から17時まで(ただし、土日祝日を除く。)
- (4) 配布場所

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班木材利用チーム  
(〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館10階)

### 3 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

#### (1) 質問書受付期間

第3の1の(2)の期間

#### (2) 質問書提出方法

企画提案書を提出するに当たって質問事項がある場合は、質問書(第7号様式)を林業振興課にファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word とする。)を添付して提出すること。

#### (3) 提出先

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班木材利用チーム

電話 096-333-2448(直通)

FAX 096-381-8710

電子メール ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp

#### (4) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、林業振興課のホームページ上にて公表する。

### 4 企画提案書の受付

#### (1) 受付

第3の1の(3)の期間中に持参及び郵送(終期日の消印は有効とする。)によるものを受付けるものとする。

#### (2) 提出書類

提出書類の様式は、日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折り込み使用可)とする。

ア 企画提案書(第1号様式)

イ 事業計画書(第2号様式)

設置場所の地図及び現行写真、建築物等のイメージ図、積算資料を添付すること。

既に景観形成の指針や管理規定等がある場合は添付すること。

ウ 応募者概要調書(第3号様式)

エ 誓約書(第4号様式)

オ 約款(定款、規約)及び役員名簿

カ 直近3年間の事業年度の収支内容が分かる書類

(事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等)

#### (3) 提出部数

5部(正本1部、副本4部)

#### (4) 提出先

別紙 木を活かした景観づくり推進事業 企画提案書提出先一覧のとおり

### 5 公募に際しての注意事項

#### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 虚偽の内容を記載した書類を提出した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に反すると認められた場合

#### (2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じたことに係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

(3) 事業の一括委託の禁止

事業内容を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。

ただし、効率的に事業を行ううえで必要と思われる業務については委託することができるものとする。

(4) 補助金の併用の禁止

本事業の補助金を受ける場合は、当該事業に対して国、県、市町村などから他の補助金等を受けることはできない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない(軽微なものは除く)。

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 費用負担

企画提案書の作成、提出等の企画提案参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

(8) その他

ア 応募者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとする。

イ 提出された企画提案書等は、熊本県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。

ウ 企画提案書の提出後の辞退は、審査会開催前日の17時までに辞退届(様式自由)を持参又は郵送により提出すること。提出先は第3の3(4)と同様とする。

## 第4 審査に係る事項

### 1 審査方法及び選定方法

審査は別に定める「木を活かした景観づくり支援事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行う。

企画案及び応募者の選定にあたっては、審査委員会において評価基準(別表)に基づき、提出書類及び応募者によるプレゼンテーション内容のヒアリング審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ、上位の者から候補者を選定する。

### 2 審査委員会によるヒアリング

(1) 開催日時・場所

第3の1の(4)による。なお、応募者には、第5号様式により開催日時等を通知するものとする。

(2) プレゼンテーションの所要時間

プレゼンテーションは、開始から10分間とし、終了後、審査委員からの質疑に対する応答時間を5分間設定する。

(3) 注意事項

ア 応募者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。指定されたプレゼンテーションの時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

イ Microsoft PowerPointによるプレゼンテーションを希望する場合のパソコン等必要な機材については、応募者が持参すること。なお、スクリーン及びプロジェクターは、林業振興課が用意する。

ウ プレゼンテーションの際、参考としてパンフレット等の資料の配付を認めるが、3種類までとする。

### 3 評価基準

別表のとおり。

### 4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後速やかに別記第6号様式により応募者に通知するとともに、選定された提案事業についてはホームページ上で公表する。

### 5 異議申し立て

選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

## 第5 事業実施に係る留意事項

選定された企画案及び応募者（以下「選定企画」という。）は、事業の実施に当たっては、「木を活かした景観づくり支援事業実施要領」（以下「要領」という。）に基づくほか、次の事項について注意すること。

### 1 事業実施について

選定企画は、補助金交付申請書を県へ提出すること。県で補助金交付申請書を審査のうえ、補助金交付決定の通知を行う。

なお、選定企画と県との間で行う計画の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、提案した事業が実施できない場合がある。

### 2 事業着手に係る制限

事業は、県から補助金交付決定の通知を受けなければ、着手することができない。

なお、交付決定を受ける前に事業に着手したい場合には、補助金交付決定前着手承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

### 3 事業の遂行

補助金交付決定の内容、その他要領に基づく県からの指示等に従い、注意をもって事業を遂行しなければならない。また、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行すること。さらに、事業の実施に当たっては、他の事業との経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。

### 4 事業の継続が困難となった場合の措置について

社会情勢等の変化により、事業の継続が困難な場合、県に報告し指示を受けること。

#### （1）事業実施主体の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業実施主体の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

#### （2）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び事業実施主体双方の責に帰すことができない事由により事業の全部又は一部の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容を変更するものとする。

### 5 処分制限

（1）本事業により取得した財産又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。当該財産を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下「財産処分」という。）する必要があるときは、事前に県の承認を受けなければならない。

ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定

められている耐用年数に相当する期間、又は農林水産大臣が定める期間を経過したものについては財産処分後にその内容を報告すること。

- (2) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を県に納付しなければならない(事業期間中であれば補助金交付決定額を減額する。)。ただし、本事業の成果を活用して実施する事業に使用するため転用(所有者の変更を伴わない目的外使用)する場合は、納付の必要はない。

#### 6 実績報告書の提出

事業が完了したときは、別に定める実績書をすみやかに県へ提出すること。

#### 7 補助金の支払い

補助金は事業完了後、県が報告書等の書類や会計書類による審査及び必要に応じて行う現地調査等により検査を行い、交付すべき補助金の額を確定する。

補助金の額が確定後、別に定める補助金交付請求書を提出すること。

#### 問い合わせ先

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班 木材利用チーム  
(〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館10階)  
電 話 096-333-2448(直通)  
FAX 096-381-8710  
電子メール ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp

別紙 木を活かした景観づくり推進事業 企画提案書提出先一覧

所在地 (設置場所)	提出先			
	宛先	郵便番号	住所	電話番号
熊本市 宇土市 宇城市 下益城郡 上益城郡	熊本県県央広域本部 上益城地域振興局 林務課	861-3206	上益城郡御船町辺 田見 396-1	096-282-0142
荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 合志市 玉名郡 菊池郡	熊本県県北広域本部 林務課	861-1331	菊池市隈府 1272-10	0968-25-1039
阿蘇市 阿蘇郡	熊本県県北広域本部 阿蘇地域振興局 林務課	869-2612	阿蘇市一の宮町宮 地 2402	0967-22-1117
八代市 水俣市 八代郡 葦北郡	熊本県県南広域本部 林務課	866-8555	八代市西片町 1660	0965-33-3592
人吉市 球磨郡	熊本県県南広域本部 球磨地域振興局 林務課	868-8503	人吉市西間下町 86-1	0966-24-4115
天草市 上天草市 天草郡	熊本県天草広域本部 林務課	863-0013	天草市今釜新町 3530	0969-22-4316

別表

評価基準

基本事項	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的を達成するために、十分な人員体制を有しているか。</li> <li>・事業を実施するために必要となる専門知識を有する者を配置しているか。</li> </ul>
	業務フロー (工程管理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画内容や運営方法が実現可能な具体性を帯びているか。</li> <li>・事業内容が事業期間内に実施可能なスケジュールとなっているか。</li> </ul>
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業に類する事業等で良好な実績を有しており、その知識・ノウハウや経験等を当事業に十分に生かせることが期待できるか。</li> </ul>
	経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者の経営基盤が安定しているか。</li> </ul>
企画提案内容	事業実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施地域の統一景観の形成に係るビジョンは、地域性を十分反映したものであるか。</li> <li>・実施方針について、熊本県産木材の需要拡大につながる内容であり、企画・独創性や地域性・特殊性等の着眼点が優れているか。</li> </ul> <p>【優先事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性・特殊性を踏まえた提案である場合に優位に評価する。</li> </ul>
	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容が目的に対して適切かどうか。</li> <li>・事業内容が期間内に実施可能かどうか。</li> <li>・モデル性が高いものとなっているか。</li> </ul> <p>【優先事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他にない独創性で実現性が高い提案である場合に優位に評価する。</li> </ul>
	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産木材の需要拡大に大きく寄与するものとなっているか。</li> </ul> <p>【優先事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発を行うことによる需要拡大が大きいと認められる場合に優位に評価する。</li> </ul>
価格事項	積算内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的に見合った適切な積算となっているか。</li> </ul> <p>【優先事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的に対して、効率的な実施により経済性に優れている積算である場合に優位に評価する。</li> </ul>
ヒアリング事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的、内容を十分に理解し、技術提案内容を的確に説明するなど、取組意欲が高いか。</li> <li>・公募要領や、評価基準、質疑応答で公開している情報に基づき、当事業の内容を正しく理解しているか。</li> <li>・審査者からの質問に対し、技術的知識や豊富な経験に基づいた回答をしているか。</li> </ul>



第1号様式

平成 年 月 日  
番 号

熊本県知事 様

所在地  
(応募者)名称  
氏名

印

平成 年度木を活かした景観づくり支援事業企画提案書  
このことについて、下記のとおり提出します。

添付資料

- 1 事業計画書(第2号様式)
- 2 応募者概要調書(第3号様式)
- 3 誓約書(第4号様式)
- 4 約款(定款、規約)及び役員名簿
- 5 直近3年間の事業年度の収支内容が分かる書類  
(事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等)

第2号様式

平成 年度木を活かした景観づくり支援事業計画書

補助事業者名	
事業者の所在地	
事業を実施する場所 施設等の名称・地域等	
建築物等の種類	
建築物等の所在地	
建築物等の概要	
県産木材を使用した 建築物等を整備する動機	
景観形成の構想及び指針	
建築物等の管理・活用に関 する体制	
施設の利用者数	年間 名(予定)
木材使用量(予定)	木材使用全数量 m <sup>3</sup> (樹種: ) (うち県産木材 m <sup>3</sup> )
木材納入予定先	
着手(予定)年月日	
完了(予定)年月日	

設置場所の地図及び現行写真、建築物等のイメージ図を添付すること。また、既に景観形成の指針や管理規定等がある場合は添付すること。

## 2 事業費

(円)

区分	事業費	事業費負担区分		
		県補助金	自己負担	その他
合計				

### 【記載上の注意事項】

- 1 積算資料を添付すること
- 2 消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。ただし、申請時において消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

## 3 事業実施に関する事項

### ・事業の実施体制及び管理体制

(実施する内容と、担当する関係者の役割を記載した実施体系図を簡潔に記載する。)

### ・スケジュール

(事業で予定している主な工程ごとのスケジュールについて記載する。)



平成 年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
(応募者)名称  
氏名 印

誓約書

このことについて、平成 年度木を活かした景観づくり支援事業公募要領第3の1に示された「企画提案者の条件」を満たすことを誓約します。

- |   |    |    |
|---|----|----|
| 1 民事再生法の規定による再生手続開始の有無                          | 有り | 無し |
| 2 会社更生法の規定による更生手続開始の有無                          | 有り | 無し |
| 3 熊本県等から指名停止の処分の有無                              | 有り | 無し |
| 4 暴力団または暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下の有無。 | 有り | 無し |
| 5 活動目的における宗教活動や政治活動の有無。                         | 有り | 無し |
| 6 熊本県税の滞納の有無。                                   | 有り | 無し |

林振第 号  
平成 年 月 日

(事業主体の長) 様

熊本県知事

平成 年度木を活かした景観づくり支援事業企画提案書の受理について(通知)  
(事業主体の長)より企画提案書の提出があった、平成 年度木を活かした景観づくり支援事業についてヒアリングを実施しますので、担当者の派遣をお願いします。

記

- 1 企画提案名
- 2 実施日時 平成 年 月 日 時から(15分程度)
- 3 実施場所 熊本県庁 階 会議室
- 4 ヒアリング内容

企画提案書に基づき、次の掲げる事項について質疑応答を行う。

実施目的・内容

事業の新規性・先導性

事業の必要性・効果

事業の実現可能性

類似事業の実施実績

その他参考事項

- 5 問い合わせ先

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班 木材利用チーム

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1

電話 096-333-2448

FAX 096-381-8710

E-mail ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp

林振第 号  
平成 年 月 日

(事業主体の長) 様

熊本県知事

平成 年度木を活かした景観づくり支援事業企画提案書の非受理について  
このことについて、企画提案書の提出があった平成 年度木を活かした景観づくり支援事業  
について、審査の結果、下記のとおり企画提案書が受理されなかったので通知します。  
この通知を受けた者は、通知の日から7日以内に非承認の説明を求めることができます。

記

1 企画提案名

2 非選定理由

例： 次の理由により失格・無効としたため

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された
- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった
- ・募集要項に違反すると認められる

3 問い合わせ先

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班 木材利用チーム

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1

電話 096-333-2448

FAX 096-381-8710

E-mail ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp

林振第 号  
平成 年 月 日

(事業主体の長) 様

熊本県知事

平成 年度木を活かした景観づくり支援事業に係るヒアリング審査  
の結果について(通知)

このことについて、企画提案書の提出があった平成 年度木を活かした景観づくり支援事業  
について、審査の結果、補助事業実施候補者として選定しましたので通知します。

については、対象となる事業内容は、提案内容を県との協議により決定するものとします。

なお、県との間で行う計画の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、提案した事業  
を実施できない場合があります。

記

1 企画提案名

2 問い合わせ先

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班 木材利用チーム

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1

電話 096-333-2448

FAX 096-381-8710

E-mail ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp



(事業主体の長) 様

熊本県知事

平成 年度木を活かした景観づくり支援事業に係るヒアリング審査の  
結果について(通知)

このことについて、企画提案書の提出があった平成 年度木を活かした景観づくり支援事業  
について、審査の結果、下記のとおり補助事業実施候補者として選定されなかったので通知しま  
す。

この通知を受けた者は、通知の日から7日以内に非選定理由の説明を求めることができます。

記

1 企画提案名

2 非選定理由

例： 実現可能性が認められないため

研究開発の効果が認められないため

次の理由により失格・無効としたため

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された
- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった
- ・募集要項に違反すると認められる

3 問い合わせ先

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班 木材利用チーム

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1

電話 096-333-2448

FAX 096-381-8710

E-mail ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
名 称  
氏 名 印

質 問 書

平成 年度木を活かした景観づくり支援事業について下記のとおり質問がありますので、回答をお願いします。

記

1 質問内容

担当部課

担当者名

電話番号

質問の内容について、必要に応じ聞き取りをする場合があります。